

議 会

3月10日に招集された第1回定例町議会は3月18日、全日程を終えて閉会しました。
今定例会では、小竹町長、辻本教育長の行政報告、平成20年度町政執行方針、教育行政執行方針のほか、平成20年度当初予算案等が審議されました。

人 事

●公平委員会委員の選任

3月29日をもって任期満了となる、長浜秋一委員の後任に引き続き同氏の選任同意が可決されました。

補 正 予 算

●平成19年度一般会計

平成19年度新冠町一般会計は、既定の歳入歳出予算額から870万5千円を追加し、総額を49億4,494万2千円としました。

町長行政報告

定住移住対策の状況と今後の取組みについて

はじめに、本年度、西泊津地区レ・コードの森ニュータウンにおきましては、6月に待望の第1号新築住宅が完成し、7名の方が入居されました。これを皮切りに造成区画62区画中、販売済みが41区画、予約が4区画と好調に進み、新築戸数も建設済みが20戸で、現在3戸の建設が行われており、完成間近であることから今春には23戸の住宅団地となる見込みであります。
また、新冠市街地などにおいても新築1戸、中古住宅取得4戸という実績となっております。

これらの実績に伴う定住・移住人員は、

昨年12月末で55名となっており、うち完全移住された方は34名で、道内で移住ワンストップ窓口を設けている110市町村のうち移住実績数で道内1位となりました。この度の当町への移住実態を見ると管内移動並びに若年世帯が多く、事業としての成果があったものと受け止めているところであります。

さらに、当町への移住のきっかけづくりの環境整備として、町職員住宅等を活用し短期間のお試し生活体験の受入れをしたところ、14名の方が新冠の生活を体験され、その中から既に一世帯が賃貸住宅に完全移住し、20年度にはもう一世帯が高江地区に新築し完全移住することとなっております。

なお、このお試し生活体験「ちよつと暮らし」制度の活用は、全道110市町村で取り組み、当町は10番目という結果となっておりますので来年度以降も継続し、体験施設の確保や体験メニューの充実を図り、新たな移住者の受入に務めてまいりたいと考えております。

新冠町内の情報につきましては、町ホームページに移住定住に関する特集を設けて、賃貸住宅情報をはじめ、生活に関する事項や各種支援制度など掲載しており、閲覧も月平均7千件と当町移住への関心の高さを表しております。

さらに、本年度も開催された北海道暮らしフェアにおいても、当町の相談ブースを設けPRや移住相談を行い、首都圏の方に積極的なPRを行ってきたところであります。

また、定住移住町民会議が8月に実施した、札幌圏在住者を対象にした「まるごと

新冠体験ツアー」も5組10名の参加があり、町内での乗馬を中心とした観光や太陽地区でのピーマンやジャガイモの収穫体験、そして温泉で町内の食材を使った料理やバーベキューを堪能されたところであります。参加者の感想としては、近いうちに再度訪問し、もっと時間をかけて将来の移住先の候補地として検討したい、中には仕事があればすぐにでも移住を考えたいという参加者もおりました。

このほか、私も11月には町民会議の皆さんと中京方面の企業を訪問し、まちのPRを行ってきたところです。直ちに移住に結びつくような結果にはなりませんでしたが、将来に繋がるネットワークづくりのきっかけができたものと考えております。

新冠町の定住移住の取り組みは、まだ始まったばかりであります。実際に移住するにあたっては、周辺を含めた雇用、教育、福祉、医療、サービス業、交通、通信体系などの充実が不可欠であります。

特に雇用に関しては、過疎化に伴い事業者が減少する中、雇用の増大を図ることは極めて難しいことであり、さらに市街地以外の高速ブロードバンド通信体系の整備が進んでいない状況にあつては、在宅での仕事やインターネットを使ったネットワークビジネスも困難な実態にあります。

それらを踏まえて、移住の可能性を拡大するためにも、環境整備が求められておりますので関係機関と連携を図り、整備促進に繋げてまいりたいと考えております。

町民の皆さんには、借家、借地の情報提供をはじめ知人等へのPR活動、さらに移住され新たに町民になられた方との交流を深めて頂き、この方々が持つ人的ネットワークや知識・経験を当町の生涯学習やま

ちづくりへ活用させて頂くために誘導するなど、まち全体の取り組みに発展させてまいりたいと考えておりますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

小学校統合後の再利用に関する取組みについて

平成20年4月の小学校統合に伴い、閉校となる7校について、地域の活性化を図るために、土地や校舎などを適正な価格をもって民間企業に対して一括譲渡することとし、これまで幾度か公募を行いましたところ、多くの企業の申し出がありました。が、現段階で申し上げますと4校に対して5企業が事業計画書を提出し、入札参加資格者として受理しているところであります。

先ず、「明和小学校」でありましたが、宇明和の有限会社ビックレッドファームが、ホースオーナー等の会員の方々が利用するクラブハウスはじめレストラン、情報センター、事務所などの活用を予定しており、効率的で有効な利用を図るため、今後さらに検討したいと考えております。

次に、「大狩部小学校」でありましたが、2企業の応募があり、その内の1社は、本社が札幌市、支店が字北星町の有限会社MSKであります。既存校舎を交流拠点施設として地域コンシエルジュやグリーンツーリズム等の受け入れを行って交流人口の拡大を積極的に図りたいと考えております。

もう1社は、字北星町の有限会社杉田産業であります。地場資源などを活用した特産品の加工をはじめ、地場産品直売等を行う特産品開発施設として有効活用を図りたいと考えております。

次に、「東川小学校」ですが、札幌市の有限会社TMSであります。住居型有料老人ホームで定員55名の施設と併せてデイサービス事業の展開を想定した施設運営を計画しております。住居型有料老人ホームについては、二期工事に分け、現校舎棟の改修を9月、屋体棟の改修を11月までに完成させ、それぞれ入居者の募集を行って早期入所をさせたいとのことあります。さらに、入所者の方の各種授産施設も検討しており、例えば、既存プールを活用した水耕栽培やビニールハウスによる野菜栽培等を行って、お年寄りの方の健康増進と生きがいのある共同生活をして頂く等の計画も検討しているところであります。

次に、「若園小学校」でありましたが、東京都の特定非営利活動法人星の金貨福祉会が、重度心身障害児施設の運営を計画しており、具体的な規模等については現在検討中であり、関係機関などの協議・調整を行っているところではありますが、計画の具体化まで相当の時間が掛かることから、来年度の事業展開は難しいものと思われ。なお、グラウンドや周辺用地を活用した授産事業等の展開も検討しているところであります。

以上が公募における応募のあった4校の各企業の再利用に係る計画概要であり、今後さらに具体的な内容が示されるものと思われ。

7校の売却に係るスケジュールについては、4校の売却については、既に再利用の計画書を提出頂いている企業を入札参加資格者と決定していることから、財産所管替え後の4月初旬には入札通知をし、速やかに現地説明を行って、4

月下旬を目途に指名競争入札を実施することとしており、仮に落札した場合は大狩部小学校を除く、3物件については地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならぬため、仮契約後5月初旬に議会の議決を頂き、全ての手続きを終えたいと考えております。

また、太陽小・美宇小・節婦小の3校につきましては、現在も常時公募中でありますが、4月下旬に一般競争入札を行う予定としており、応募者がいなかった場合は、引き続き公募を行い、今夏までに応募企業等がなければ、活用方法等を検討し、企業等に対して再利用に係る逆提案をするなど、早期売却に向け最善を尽くしてまいります。

ファイブリノゲン製剤にかかるC型肝炎について

厚生労働省は、C型肝炎ウイルス検査を広く勧奨することを目的に、昨年11月、2000年12月に公表した約7,000の医療機関名について新聞などを通じて再公表する方針を示しておりましたが、本年1月17日にファイブリノゲン製剤、血液凝固第八・第九因子製剤の納入先医療機関名等を、政府広報として新聞折り込みにて公表いたしました。これにより、当該製剤等の納入先医療機関として、新冠町国民健康保険病院も掲載されたところでございます。

このファイブリノゲン製剤の当院における購入実績としては、1982年（昭和57年）と、1985年（昭和60年）に購入した実績があることは確認しておりますが、これが実際に当院において使用されたかどうかは、確認できておりません。それ以後の、1986年（昭和60年）か

ら現在までは、購入した実績がないことを確認しており問題ございませんが、1981年（昭和56年）以前につきましては、購入実績があったかどうか確認できない状況にあります。

確認できない理由でございますが、ファイブリノゲン製剤の購入、及び使用実績については、現状において患者の診察記録であるカルテによる確認方法しかございません。しかし、医療法で定められている、病院におけるカルテ保存年限は5年間となっており、当院では万一のことも踏まえて、保存年限を10年間に延長しておりますが、1981年（昭和56年）以前に製剤の購入や使用実績があったかどうかについては、カルテの保存年限が既に経過していることから、ほとんどのケースにおいて確認できないものであります。

この様な状況の中、政府広報以後において町民の皆様や町外の方からも、ファイブリノゲン製剤に関する当院への問い合わせがこれまで6件寄せられました。この6件のうち5件は、過去において当院の外科及び産婦人科で手術を受けた方々で、当院での過去における状況について確認できる範囲において説明申し上げ、一応のご理解をいただいているものと考えております。

また、1件の方は、公表された他の医療機関において手術を受けた方で、C型肝炎ウイルス検査の受診についての問い合わせであり、国が指定する受診機関である管轄保健所への問い合わせを勧めたところでございます。

さらに、町民福祉課におきましても、町民の健康管理の観点から、製剤等の投与により検査を要する方々への相談や検査受